

2011 年日本政府年次報告
「労働監督に関する条約」 (第 81 号)
(2010 年 6 月 1 日～2011 年 5 月 31 日)

1. 質問 I について

前回までの報告に、
「〇粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）」
を追加する。

2. 質問 II について

前回までの報告中、第 9 条中「労働省組織令第 61 条及び第 62 条」を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第 3 条」に変更する。

第 10 条を以下の記述に改める。

「労働基準監督官の数は、本条各号の事項を十分考慮して決定されている。

2011 年 3 月 31 日現在において、専門技術者を含む労働基準監督官 3970 人が配置されており、各都道府県別の配置数は下表のとおりである。

都道府県別労働基準監督官数（2011 年 3 月 31 日現在）

北海道	162	東京	339	滋賀	41	香川	44	
青森	55	神奈川	173	京都	92	愛媛	56	
岩手	51	新潟	97	大阪	248	高知	36	
宮城	71	富山	50	兵庫	166	福岡	138	
秋田	48	石川	52	奈良	38	佐賀	39	
山形	49	福井	42	和歌山	47	長崎	54	
福島	76	山梨	36	鳥取	32	熊本	55	
茨城	84	長野	89	島根	40	大分	46	
栃木	72	岐阜	83	岡山	69	宮崎	45	
群馬	72	静岡	125	広島	105	鹿児島	54	
埼玉	130	愛知	205	山口	70	沖縄	41	
千葉	109	三重	69	徳島	35	本省	40	
							合計	3970

鉱務監督官については、2011 年 6 月 1 日現在 123 人であり、各地区別の員数は下表のとおりである。

地区別	現在員数	地区別	現在員数
-----	------	-----	------

北海道	20	中国	12
東北	12	四国	7
関東	20	九州	22
中部	11	那覇	3
近畿	8	本省	8
		合計	123

」

第13条中「労働安全衛生法第98条第1項」を「労働安全衛生法第98条第1項及び第2項」に変更する。

〔2010年条約勧告適用専門家委員会の意見（オブザベーション）〕について
○2010年9月2日付連合意見について

・労働基準監督署の整理統合について

労働基準監督署の再編整理に当たっては、地域の行政需要の変化や交通事情等を総合的に勘案し再編整理の対象を選定しており、再編整理により影響を受ける地域の労使をはじめとした関係者に対し、説明を十分に行うとともにご意見を伺う等、地域の実態を踏まえ、慎重かつ適切な対応に努めているところである。

厳しい財政状況の下、政府としては、今後、国家公務員の人件費の抑制を進める観点から、平成23年度の新規採用者数を抑制するとの方針の下、労働基準監督官についても、平成21年度の新規採用者数の5割程度にとどめるよう閣議決定したところである。

これを踏まえ、労働基準監督行政については、新規採用抑制による影響をできる限り回避するため、都道府県労働局においては人事院規則11-9「定年退職者等の再任用」による再任用制度を活用し、退職した元職員の中から要件に合致する者をフルタイムや短時間勤務の形態で再任用を行ったところであり、今後とも厳しい財政状況の下、労働基準関係法令の実効性を確保するため、必要な体制を確保し、労働基準監督行政が後退することのないように努めてまいりたい。

・条約第3条1(b)について

これまで、労働基準監督機関は、労働基準関係法令の履行確保のため、集団指導や個別指導等、あらゆる機会をとらえて労働基準関係法令の周知徹底や必要な助言を行うとともに、申告相談、災害発生等の状況を分析し、問題があると考えられる事業場を把握して、的確な監督指導を行うことにより法違反の是正を図っている。

また、労働災害の防止については、監督指導に加え、労働災害防止団体や業界団体が行う自主的な活動への協力や中小企業の安全衛生活動に対する専門的・技術的な支援を行っているところである。

今後、引き続き、労働基準関係法令の遵守徹底や労働災害の防止対策を図ってまいりたい。

○2010年9月28日付全労連意見について

労働基準監督官についてはこれまで、厳しい財政状況の下、必要な人員の確保に努めてきたところであるが、労働基準監督官が対象とする事業場数や労働者数は大変

多いことから、限られた人員の中で、監督が効率的かつ効果的に行われるよう努めているところである。

労働基準監督行政については、今後とも労働基準監督機関に対する国民の期待に応えるため、できる限り効果的・効率的な監督指導の実施に努めるとともに、引き続き必要な人員の確保のため最大限努力してまいりたい。

労働基準監督官の新規採用者数の抑制に関しては、厳しい財政状況の下、政府としては、今後、国家公務員の人件費の抑制を進める観点から、平成23年度の新規採用者数を抑制するとの方針の下、労働基準監督官についても、平成21年度の新規採用者数の5割程度にとどめるよう閣議決定したところである。

これを踏まえ、労働基準監督行政については、新規採用抑制による影響をできる限り回避するため、都道府県労働局においては人事院規則11-9「定年退職者等の再任用」による再任用制度を活用し、退職した元職員の中から要件に合致する者をフルタイムや短時間勤務の形態で再任用したところであり、労働基準関係法令の実効性を確保するため、今後とも必要な体制を確保し、労働基準監督行政が後退することのないように努めてまいりたい。

3. 質問Ⅲ、Ⅳ、Ⅴについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記の通り。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会